

山梨県公報

第千八百九十三号

平成二十年

十月九日

木曜日

目次

救急病院等の認定	五六九
換地計画の適当決定(二件)	五六九
土地改良事業の施行同意	五七〇
県営土地改良事業の完了(七件)	五七〇
土地収用事業の認定	五七〇
道路の区域変更	五七二
山梨県登録販売者試験の実施	五七二
土地改良区役員の退任及び就任	五七三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五七三

告示

山梨県告示第四百二十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十年十月九日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名称	所在地
市川三郷町立病院	西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地の一

二 認定期間

平成二十年十月一日から平成二十三年九月三十日まで

山梨県告示第四百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、新田地区共同施行施行委員長細田久から認可申請のあった新田地区第一工区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十月十日から同年十一月十日まで

三 縦覧場所

上野原市役所

四 異議申出期間

平成二十年十一月十一日から同年十一月二十五日まで

山梨県告示第四百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、新田地区共同施行施行委員長細田久から認可申請のあった新田地区第二工区の換地計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十月十日から同年十一月十日まで

三 縦覧場所

上野原市役所

四 異議申出期間

平成二十年十一月十一日から同年十一月二十五日まで

山梨県告示第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十年九月二十四日に土地改良事業（白根地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百三十三号

県営土地改良事業（あすた地区田園空間整備事業）の工事は、平成十八年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百三十四号

県営土地改良事業（檜山地区中山間地域総合農地防災事業）の工事は、平成十八年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百三十五号

県営土地改良事業（湯沢地区一般農道整備事業）の工事は、平成十八年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百三十六号

県営土地改良事業（羽根地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成十八年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百三十七号

県営土地改良事業（鳥ノ小池地区ため池等整備事業）の工事は、平成十七年三月三十一日をもって完了した。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百三十八号

県営土地改良事業（甲斐駒清流の郷地区中山間地域総合整備事業）の工事は、平成十六年六月十一日をもって完了した。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百三十九号

県営土地改良事業（六ヶ村堰地区かんがい排水事業）の工事は、平成十六年五月十一日をもって完了した。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第四百四十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内 正明

一 起業者の名称

社会福祉法人泉茅会

二 事業の種類

介護老人福祉施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 甲斐市竜王字四ツ石地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

介護老人福祉施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十三

号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設」である。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

社会福祉法人泉茅会（以下「起業者」という。）は、平成六年十月二十四日に設立され、平成七年十月、甲斐市竜王地内において特別養護老人ホームめぐみ荘（第一種社会福祉事業）を開設した。その後、通所介護事業を行うめぐみ荘デイサービスセンター（第二種社会福祉事業）、老人短期入所事業を行うめぐみ荘ショートステイセンター（第二種社会福祉事業）、認知症対応型共同生活介護事業を行うグループホームめぐみSINCE2004（第二種社会福祉事業）、ユニット型短期入所生活介護施設（第二種社会福祉事業）を行ってきた実績がある。

また、本件事業は、山梨県から「老人福祉施設等施設整備費補助金」の交付を受けて実施するものであり、起業者は当該事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

厚生労働省では、特別養護老人ホームについて、寝かせきり防止など、可能な限り要介護度の改善を図り、在宅への復帰を進めるとともに、生活の質を改善する観点から、小集団単位による処遇環境の整備を推進している。

ユニットケアは認知高齢者ケアにも有効とされ、また、入所者のプライバシーの確保や個別ケアの推進を図る必要があることから、ユニット型の整備が求められている。このため、山梨県は施設の新設においては、ユニット型の施設の整備を推進するとともに、既存施設のユニット型への改修においても公的な助成措置等を行い、ユニット型への転換を進めて行くこととしている。

こうした中、起業者は、在宅での暮らしに近く個別性に配慮した小集団のケアを行い、入所者が自立した生活を営むことができるようユニットケア個室等の整備を行うこととし、現在の施設を改修及び増築することとしたものである。

本件事業が完成すると、既存施設の生活環境が改善され、各個人の状況に応じた介護事業が実施できるようになるとともに、プライバシーや個人情報を守られ、更に利用者が住み慣れ親しんだ環境で暮らすことができるようになる等、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

施掘調査の結果、本件起業地内からは遺構・遺物は確認されていない。

また、本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は騒音、振動等の発生をできるだけ抑えるため、低騒音重機を使用する等、対策を講ずることとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も合理的なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較しても適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

厚生労働省においては、個別ケアを多くの高齢者が選択できるよう、国庫補助対象とする新設施設については、原則ユニット型として整備を進めてきている。山梨県においては、ユニット型施設の整備を推進するため、既存施設のユニット型への改修についても「山梨県老人福祉施設等施設整備費補助金」により支援を行うこととし、事業を実施する法人の募集を行った。審査の結果、起業者が選定されたものである。

これらの状況から早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建物については、厚生労働省が定めた「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に則して規模を決定し、駐車場については、増員する職員数及び想定される施設の利用者数から計画しており、いずれも適切であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の第二項の規定による図面の縦覧場所

甲斐市役所建設課

山梨県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年十月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年十月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市富竹新田字上北裏三三三六番の二地先から 甲斐市富竹新田字上北裏三六一番の二地先まで	六・五 九・〇	六・五 三〇・〇	一一六・〇	一一六・〇

公 告

● 山梨県登録販売者試験の実施

薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第三十六条の四第一項に規定する試験（登

録販売者試験と称する。）を次のとおり実施する。
平成二十年十月九日

山梨県知事 横内正明

一 試験日

平成二十年十二月二十五日（木）

二 試験場所

1 甲府市武田四丁目三番十一号 山梨大学甲府キャンパス

2 甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス

三 試験項目

1 医薬品に共通する特性と基本的な知識

2 人体の働きと医薬品

3 主な医薬品とその作用

4 薬事に関する法規と制度

5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

1 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者

2 平成十六年三月三十一日以前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者

3 旧制中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれらと同等以上の学校を卒業した者であつて、一年以上薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下同じ。）、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者

4 四年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者

5 1 から4 に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めたる者

五 受験手続

1 提出書類

受験願書

(一) 受験資格を有することを証明する書類

(二) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを願書の写

真欄にはり付けること。）

2 受験手数料

一万四千円(受験願書に一万四千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。)

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書の受付期間及び提出先

1 受付期間

平成二十年十月二十七日(月)から十一月七日(金)までの山梨県の休日を含め、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分までとする。ただし、郵送による受付を希望する場合は、平成二十年十月二十七日(月)から十一月四日(火)までの消印のあるものを有効とする。

2 提出先

県内に在住する受験者は各保健福祉事務所(保健所(支所を含む。以下同じ。))に提出すること。ただし、県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。

七 試験結果の発表等

1 合格者の発表

平成二十一年一月二十三日(金)に県庁東側、各保健福祉事務所(保健所)の掲示板及び山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。

2 合格通知書の送付

合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五 一三三三 一四九一)に問い合わせること。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十年十月九日

一 退任

山梨県知事 横 内 正 明

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日

理事	窪川 栄治	山梨市南一三四七番地	平成二十年九月二十六日
----	-------	------------	-------------

二 就任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理事	窪田 英文	山梨市北八八二番地	平成二十年九月二十六日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十年十月九日

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字馬籠二九四四の四、二九四四の五、二九四四の六、二九四五の一、二九四五の五、二九四五の六、二九四五の七、二九四五の八及び二九四五の九の区域

山梨県知事 横 内 正 明

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡昭和町西条五千五百五十七番地 株式会社トーヨーハウジング 代表取締役 三塚和博

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番